

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	地方自治法
根拠条項	第238条の4第7項
許認可等の種類	行政財産の使用許可
法令の定め	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
審査基準	<p>○教育財産規則（昭和47年4月1日教育委員会規則第11号） （一般の使用）</p> <p>第10条 教育財産は、その用途又は目的を妨げない限度において次の各号のいずれかに該当する場合に限り、道以外の者にその使用を許可することができる。</p> <p>(1) 直接又は間接に所管機関の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体が道の事務に直接関連のある事務を行うための用に供するとき。</p> <p>(3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給の事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき（特に必要やむを得ないと認めるものに限る。）。</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育のための利用に供するとき。</p> <p>(5) 公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のため、講演会、講習会、研修会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(6) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(7) 校舎等を地方公共団体等の主催するスポーツ大会等に使用させる場合であつて、その使用期間が一時的であり、かつ、その使用目的が営利を目的としないものであるとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、道の事務又は事業の遂行上やむを得ないと認めるとき。</p>
標準処理期間	<p>総期間 20日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 20日・丹（ ）</p>
処分担当課	行政財産を管理する本庁の局、本庁の室、教育局、又は所管機関（道立学校を除く。）
申請先	同上
問い合わせ先	教育庁総務政策局施設課施設企画係（電話：011-231-4111（内線35-488））
備考	（公表アドレス http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/syobun2.htm ）